18　軍事訓練若しくは軍事作戦シミュレーションのために設計した装置（次の⑴から⑮に掲げるものを含む。）又はそのために特に設計した附属品若しくは部分品（シミュレーター用のイメージ発生装置及び相互作用環境発生装置であって、軍用に設計したものを含む。）
⑴　軍用の攻撃訓練装置
⑵　航空用操縦訓練装置（計器飛行訓練装置を含む。）
⑶　レーダー標的訓練装置
⑷　レーダー標的発生装置
⑸　射撃訓練装置
⑹　対潜戦闘訓練装置
⑺　航空用地上訓練装置（航空機の操縦士及び宇宙飛行士の訓練用遠心機を含む。）
⑻　レーダー訓練装置
⑼　航法訓練装置
⑽　ミサイル発射訓練装置
⑾　標的装置
⑿　有翼無線操縦航空機
⒀　訓練用有翼無人航空機
⒁　携帯式訓練装置
⒂　地上軍事作戦用の訓練装置
19　銃砲等であって、１⑴若しくは⑷に掲げるものの使用の訓練のために特に設計したシミュレーター（狩猟用又はスポーツ用の銃砲の訓練のために特に設計したものを除く。）又はそのために特に設計した附属品若しくは部分品（18に掲げるものを除き、シミュレーター用のイメージ発生装置及び相互作用環境発生装置であって、軍用に設計したものを含む。）
20　画像の撮影、記録、処理、解析若しくは加工のための装置若しくはその機能を妨げるための装置であって、次の⑴から⑼までのいずれかに該当するもの（第一世代のイメージ増強管及び第一世代のイメージ増強管を組み込むよう設計したものを除き、⑽に該当するもの以外のものについては、軍用に設計したものに限る。）又はこれらの附属品若しくはこれらのために特に設計した部分品（別表第１及び別表第４に掲げるものを除き、⑽に該当するものを含む。）
⑴　録画用装置（別表第１の49に該当するものを除く。）
⑵　画像処理装置
⑶　カメラ又は写真用機材
⑷　写真フィルム処理装置
⑸　イメージ増強装置
⑹　赤外線暗視装置
⑺　イメージングレーダーセンサー装置
⑻　⑴から⑺までに掲げるものの機能を妨げる装置及び当該装置の機能を妨げる装置
⑼　次のいずれかに該当するものを組み込んだもの
ア　⑽イに該当するイメージ増強管
イ　43⑵に該当するフォーカルプレーンアレー
ウ　43⑴に該当する固体の光検出器
⑽　次のいずれかに該当するもの（イに該当するもの以外のものについては、軍用に設計したものに限る。）
ア　赤外線画像変換管
イ　イメージ増強管であって、次のいずれかに該当するもの
㋐　次のａからｃまでの全てに該当するもの
ａ　400ナノメートル超1,050ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの
ｂ　電子イメージの増倍機能を有するものであって、次のいずれかを用いたもの
(a)　マイクロチャンネルプレートであって、隣接する２のチャンネルの中心間の距離が12マイクロメートル以下のもの
(b)　電子検出素子であって、マイクロチャンネルプレート以外の方法で電荷増倍を行うように特に設計又は改造したもののうち、隣接する２の画素の中心間の距離が500マイクロメートル以下のもの
ｃ　次のいずれかに該当する光電陰極を有するもの
(a)　主材料にマルチアルカリを用いたものであって、ルーメン感度が700マイクロアンペア毎ルーメンを超えるもの
(b)　主材料に砒化ガリウム又は砒化インジウムガリウムを用いたもの
(c)　主材料にⅢ－Ⅴ族化合物半導体（砒化ガリウム又は砒化インジウムガリウムを除く。）を用いたものであって、最大放射感度が10ミリアンペア毎ワットを超えるもの
㋑　次のａからｃまでの全てに該当するもの
ａ　1,050ナノメートル超1,800ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの
ｂ　電子イメージの増倍機能を有するものであって、次のいずれかを用いたもの
(a)　マイクロチャンネルプレートであって、隣接する２のチャンネルの中心間の距離が12マイクロメートル以下のもの
(b)　電子検出素子であって、マイクロチャンネルプレート以外の方法で電荷増倍を行うように特に設計又は改造したもののうち、隣接する２の画素の中心間の距離が500マイクロメートル以下のもの
ｃ　主材料にⅢ－Ⅴ族化合物半導体（砒化ガリウム又は砒化インジウムガリウムを含む。）を用いた光電陰極又は遷移電子光電陰極であって、最大放射感度が15ミリアンペア毎ワットを超えるものを有するもの
ウ　マイクロチャンネルプレート
エ　低光レベルテレビカメラ管
オ　線検知アレー（電子連結装置及び読取装置を含む。）
カ　熱電気テレビカメラ管
キ　画像装置用冷却装置
ク　100マイクロ秒未満のシャッター速度を有する電気制動シャッターであって、フォトクロミック作用又は電子光学効果を利用したもの（高速カメラの不可欠な一部であるものを除く。）
ケ　光ファイバー画像変換装置
コ　合成半導体光陰極
21　指向性エネルギー兵器若しくはその探知若しくは識別のための装置若しくは当該兵器からの防護のための装置であって、次の⑴から⑸までのいずれかに該当するもの又はそのために特に設計した部分品（⑹に該当するものを含む。）
⑴　レーザー発振器であって、標的を破壊し又はその機能を喪失させるよう特に設計したもの（持続波又はパルス出力によるものであって、通常の銃砲弾と同様に標的を破壊するものを含む。）
⑵　粒子線発生器であって、標的を破壊し又はその機能を喪失させることができるもの（粒子加速器であって、標的を破壊することのできる帯電又は中性の粒子線を照射するものを含む。）
⑶　高出力無線周波数ビーム照射器であって、標的を破壊し又はその機能を喪失させることができるもの（高パルス出力又は高平均出力の無線周波数ビーム中継器であって、遠方の標的の電子回路を無力化するのに十分強力な電磁場を発生するものを含む。）
⑷　⑴から⑶までに掲げるものの探知若しくは識別又はこれらのものからの防護のために特に設計した装置
⑸　持続波レーザー発振器又はパルスレーザー発振器であって、防護されていない一眼又は両眼を失明させるように特に設計したもの